

事務事業名	障害支援区分認定事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係	
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			電話番号	0285-83-8129	
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援			☐ 実施計画上の主要事業		
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ	
法令根拠	障害者総合支援法、真岡市障害支援区分審査会の委員定数等を定める条例、同施行規則					☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～）	
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）	
事業概要	介護給付サービスの利用申請があったときは、その必要性を総合的に判定するために障害支援区分の認定を行う。認定調査による一次判定の結果を受け、障害支援区分審査会において医師意見書や認定調査の特記事項に基づき、障害支援区分及び認定期間を認定する。審査会の委員は、医療・保健・福祉の学識経験を有する者10人に委嘱している。委員報酬は、介護認定審査会委員と同様である。国庫補助率1/2						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 介護給付サービスを利用する障がい者に対し、訪問調査をしてコンピュータによる1次判定を行う。その後医師意見書、認定調査の特記事項などに基づき審査会において障害支援区分および認定期間を認定する。また、支給量に関して意見を述べ検討する。 28年度計画 前年度と同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	審査した障がい者数	人	169	108	118	159	159
				イ	審査会開催回数	回	12	12	12	12	12
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 介護給付サービスが必要な障がい者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	身体・療育・精神手帳所持者（18歳～64歳）	人	1,588	1,588	1,633	1,639	1,639
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 介護給付サービスが必要な障がい者が、審査会の障害支援区分等の認定を受けられるようにする。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	障害支援区分の認定を受けた障がい者数	人	169	108	118	159	159
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい者が適切なサービスを受け自立した生活を送ることができる。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	認定を受けて介護サービスを利用した障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
(2) 総事業費の推移											
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	703	712	712	880	770		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	703	712	711	879	770		
			事業費計（A）	千円	1,406	1,424	1,423	1,759	1,540		
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
			延べ業務時間	時間	600	600	600	600	600		
			人件費計（B）	千円	2,521	2,438	2,533	2,514	2,514		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	3,927	3,862	3,956	4,273	4,054		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		平成18年4月から、障害者総合支援法の施行に伴い開始された。									
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年4月から、「障害程度区分」が「障害支援区分」となった。									
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？											

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 障がい者が介護給付サービスを受けられるように、審査会において障害支援区分等の認定を行うことは、障がい者の自立と社会参加に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 障害者総合支援法に定められているので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障害者総合支援法に基づく事業なので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に定められているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で行っているので削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しているので削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者自立支援法に定められているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								